

# ルミス米国投資適格債券ファンド [毎月決算型] / [年2回決算型]

追加型投信 / 海外 / 債券

*Lucmis*

## 足もとの運用状況と今後の見通しについて

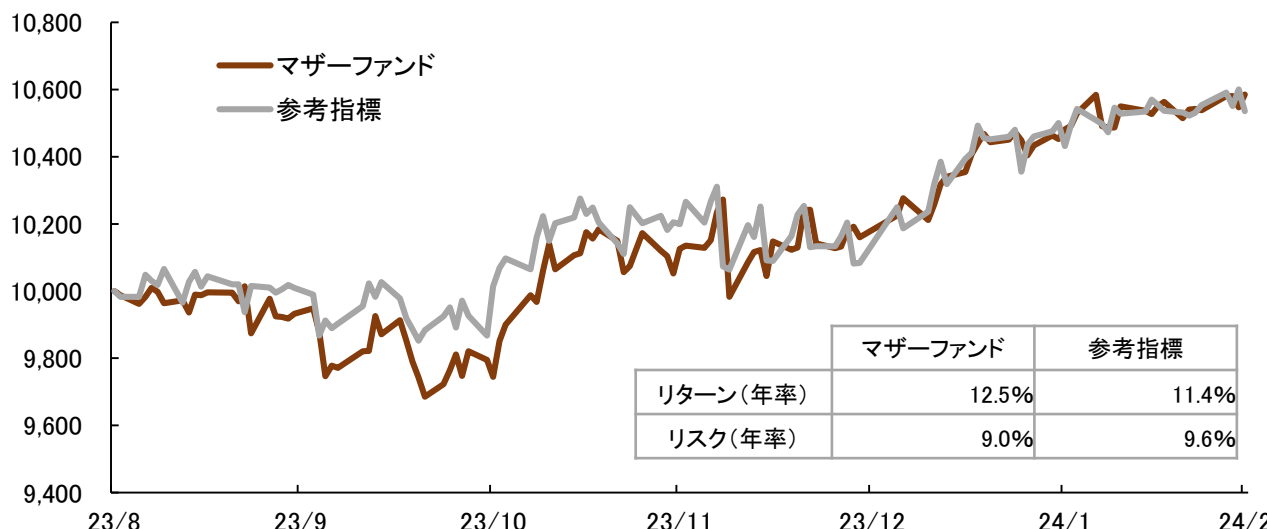
平素より「ルミス米国投資適格債券ファンド[毎月決算型]」および「ルミス米国投資適格債券ファンド[年2回決算型]」(以下、各ファンドといいます。)をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

当資料では、各ファンドの足もとの運用状況と今後の見通しについてご案内します。

### (ご参考)マザーファンドのパフォーマンス

下記は、各ファンドが投資する「ルミス米国投資適格債券マザーファンド」(以下、マザーファンドといいます。)の状況を表しています。各ファンドの運用実績ではありません。また、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

2023年8月31日から2024年2月29日までのマザーファンドの運用実績は、リターンは参考指標を上回り、リスクは参考指標より低くなっています。



※期間: 2023年8月31日~2024年2月29日(日次)、2023年8月31日を10,000として指数化 (年/月)

※マザーファンドのパフォーマンスは、基準価額をもとに計算しており、費用・税金などは考慮していません。なお、ルミス米国投資適格債券ファンド[毎月決算型/年2回決算型]への投資には信託報酬等の費用がかかります。

※リターンは日次騰落率を、リスクは日次騰落率の標準偏差をもとにそれぞれ年率換算して算出しています。

※参考指標は、ブルームバーグ・米国政府/クレジットインデックス(為替ノーヘッジ・円ベース)です。各ファンドおよびマザーファンドのベンチマークではありません。

出所:ブルームバーグのデータをもとにアセットマネジメントOne作成

※上記は過去の情報および運用実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

P8の「当資料のお取り扱いについてのご注意」をご確認ください。

## 足もとの運用状況

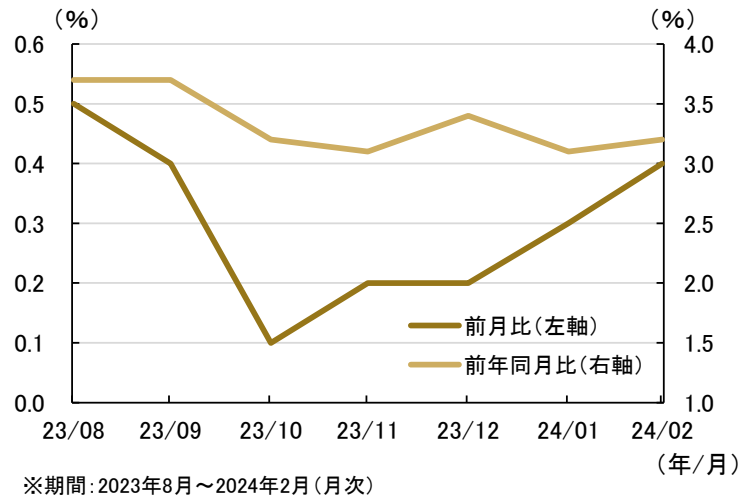
### ■市場動向

米国では、2023年後半から根強いインフレ圧力や景気の底堅さが意識されたことを受けて、米連邦準備理事会（FRB）による金融引き締めが長期化すると観測が広がるなか、2023年10月には、米10年国債利回りが一時5%台まで上昇（債券価格は下落）し、米国社債価格全般に下押し圧力がかけられました。しかし、11月に入ると米連邦公開市場委員会（FOMC）でFRBが追加利上げを強く示唆せず、消費者物価指数の伸びも一段と鈍化したことなどから、米10年国債利回りは大幅に低下（債券価格は上昇）しました。その後もFRBによる早期利下げ観測を背景に、2023年末にかけて米10年国債利回りは一段と低下し、米国社債価格は上昇しました。2024年に入ると、2023年末に金融市場がFRBの利下げを大幅に織り込み過ぎたとの見方や、2月に発表した米国の雇用統計や消費者物価指数が市場予想を上回ったことを背景に、FRBによる早期利下げ観測が後退し、米10年国債利回りは上昇して米国社債価格に下押し圧力がかけられました。

米10年国債利回りの推移



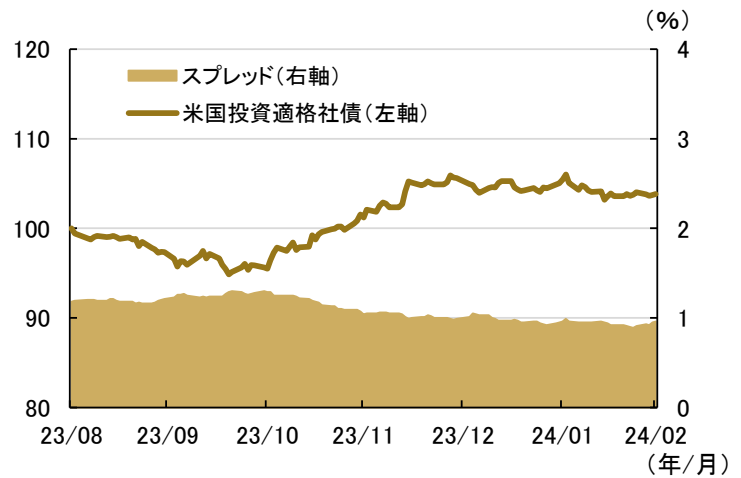
米消費者物価指数の推移



米ドル(対円)の推移



米国投資適格社債およびスプレッド\*の推移



\* オプション・アジャステッド・スプレッドを用いています。これは、満期償還前に繰上償還があり得る債券について、繰上償還する場合を考慮した利回りと国債との利回り格差のことです。

※期間：2023年8月31日～2024年2月29日（日次） 2023年8月31日を100として指数化

※米国投資適格社債は、ブルームバーグ・米国投資適格社債インデックス(米ドルベース)です。

出所：ブルームバーグのデータをもとにアセットマネジメントOne作成

※上記は過去の情報であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

### ■ マザーファンドの主な変動要因

2023年8月末から2024年2月末までのマザーファンドのパフォーマンスは、米国10年国債市場が小幅に下落(利回りは上昇)した一方、為替市場で米ドルが対円で上昇したことや、米国投資適格社債スプレッド(国債との利回り格差)が縮小したことなどから、債券価格変動(キャピタル)と債券利金収入(インカム)、為替要因の3つの変動要因全てがプラスに寄与し、上昇しました。

#### マザーファンドの変動要因

キャピタル	インカム	為替要因	その他要因	合計
0.5%	2.0%	3.2%	0.1%	5.8%

※期間: 2023年8月31日~2024年2月29日

※上記の要因分析は、「簡便法」により計算しておりますので、その正確性、完全性を保証するものではありません。

※上記はマザーファンドの基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額から計算したリターンとは異なります。なお、ルーミス米国投資適格債券ファンド[毎月決算型] / [年2回決算型]への投資には信託報酬等の費用がかかります。

### 今後の見通しとファンドの運用方針

米国では、追加利上げの可能性が低下し、今後の利下げの時期・回数が焦点となっています。しかし、経済環境は予想以上に好調を維持しており、インフレ沈静化が進まない場合に、FRBがタカ派(金融引き締め)に積極的姿勢に転じるリスクには引き続き留意する必要があります。

ルーミス・セイレス社\*1では、現在はクレジットサイクル\*2の後期にあると考え、景気後退を懸念しつつも、中長期的には企業財務状態は総じて健全な状態が維持されると見込むことから米国社債を 선호します。ただし、マクロ環境面では逆風が続いているため、引き続き慎重な姿勢を維持しつつ、市場の混乱・スプレッド拡大時には積極的にリスクを積み増す方針です。

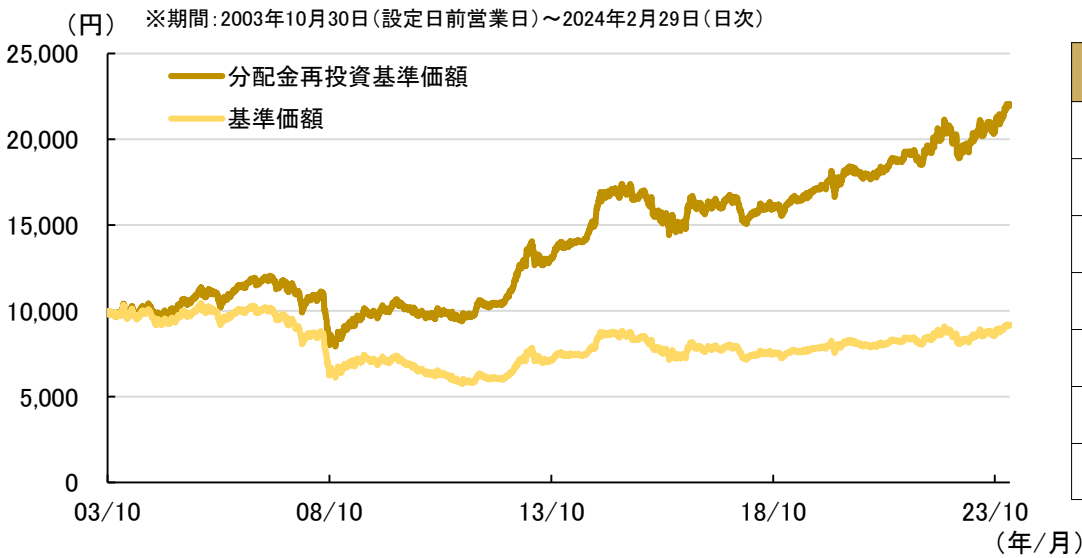
\*1 マザーファンドの運用にあたっては、円の余資運用以外の運用の指図に関する権限を、ルーミス・セイレス社に委託します。

\*2 実態経済活動における企業等の信用状態の循環を分かりやすく4つのステージ(回復・拡大・後退・修復)に分けたものを指します。

※上記は過去の運用実績または作成時点の見解であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。また、今後の見通しとファンドの運用方針は作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等により予告なく変更される場合があります。

各ファンドの運用実績(設定来)

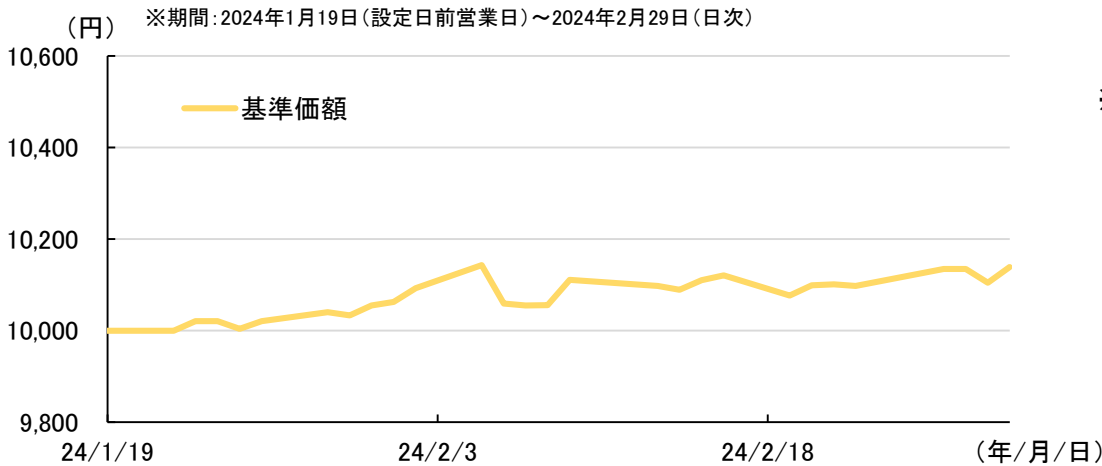
ルーミス米国投資適格債券ファンド [毎月決算型]



分配金実績

決算期	分配金額
第1期~第2期 (03年11月~03年12月)	各0円
第3期~第20期 (04年1月~05年6月)	各35円
第21期~第30期 (05年7月~06年4月)	各40円
第31期~第97期 (06年5月~11年11月)	各45円
第98期~第140期 (11年12月~15年6月)	各30円
第141期~第244期 (15年7月~24年2月)	各15円
設定来累計分配金	<b>6,895円</b>

ルーミス米国投資適格債券ファンド [年2回決算型]



分配金実績

※2024年2月29日時点で分配金実績はありません。

※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。  
 ※基準価額は設定日前営業日を10,000円として計算しています。  
 ※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。  
 ※分配金実績は、1万口当たりの税引前分配金を表示しています。  
 ※運用状況によっては分配金が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。上記は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

## ファンドの特色

### 1 米国の米ドル建て公社債（主として社債）を主要投資対象とします。

\* 経済環境や市況動向等によっては、国債を中心に政府機関債等への投資割合を高める場合があります。

### 2 取得時においてBBB-（Baa3）格以上の格付けを有する公社債に投資を行うとともに、ファンド全体の加重平均格付けをA-（A3）格以上に維持します。

- 格付けは、S&Pグローバル・レーティング(S&P社)もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's社)による格付けを基準とします。
- \* 組み入れた公社債が、取得後に格付けの低下によりBBB-（Baa3）格以上でなくなった場合、信託財産の純資産総額の10%を上限として当該公社債を保有することがあります。
- ※「加重平均格付け」とは、各組入公社債等の格付けを、それぞれの公社債等の組入比率に応じて加重平均して算出した格付けであり、ファンドにかかる信用格付けではありません。
- 公社債の組入比率は、高位を保つことを基本とします。
- \* 政府・州政府およびそれらの代理機関、国際機関等が発行・保証する公社債を除き、同一発行体の発行する証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%を上限とします。
- 「ルーミス米国投資適格債券マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

### 3 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

### 4 ルーミス・セイレス社が徹底した調査に基づく銘柄選択能力を駆使してマザーファンドの運用を行います。

- マザーファンドにおける円の余資運用以外の運用の指図に関する権限を、ルーミス・セイレス社に委託します。

### 5 決算頻度の異なる2つのファンド（毎月決算型、年2回決算型）からご選択いただけます。

#### ルーミス米国投資適格債券ファンド [毎月決算型]

毎月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、利息収入相当分を中心に、毎月安定した収益分配を目指します。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。以下同じ。)等の全額とします。
- 分配金額は、上記の分配対象収益の範囲のうち、原則として利息収入相当分を中心とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。
- 売買益については、原則として毎年6月および12月の決算時に分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合ならびに委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案したうえで、分配を見送る場合があります。
- 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

#### ルーミス米国投資適格債券ファンド [年2回決算型]

毎年4月および10月の各20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

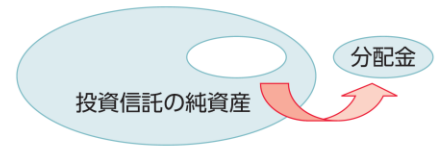
※資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。



## 収益分配金に関する留意事項

◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



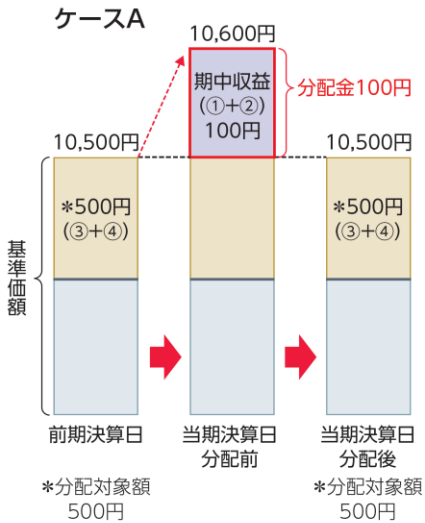
◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 分配金額と基準価額の関係(イメージ)

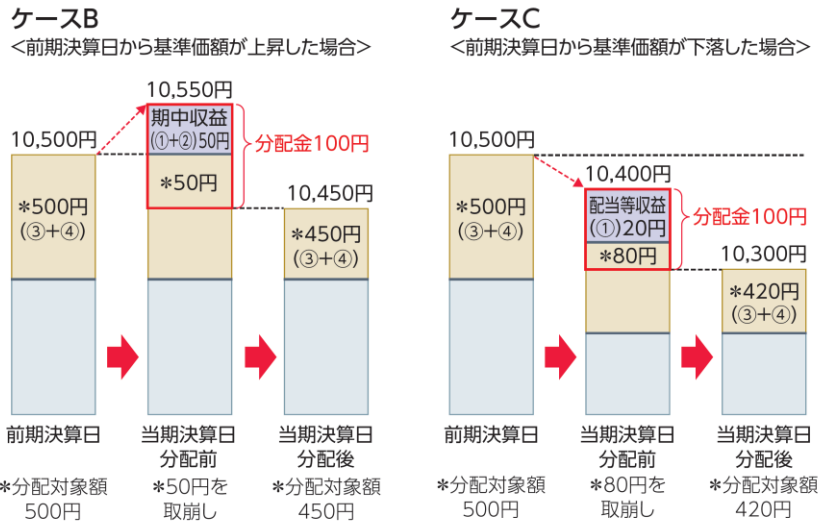
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

#### 計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合



#### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

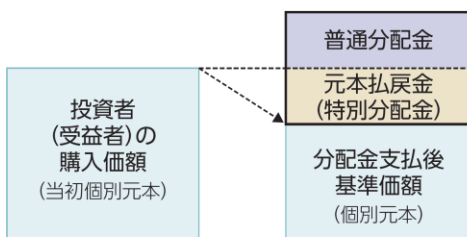
- ケースA : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円  
 ケースB : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円  
 ケースC : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

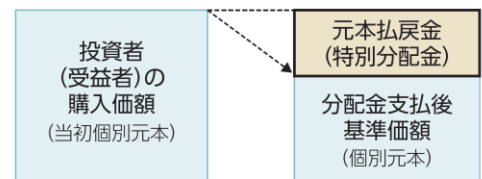
◆投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は、非課税扱いとなります。

#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金 : 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご確認ください。

## ファンドの投資リスク (くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください。)

各ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

### 基準価額の変動要因

金利変動リスク	一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、各ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、各ファンドの基準価額を下落させる要因となります。
為替変動リスク	各ファンドでは、原則として為替ヘッジを行わないため、投資対象通貨(主として米ドル)と円との外国為替相場が円高となった場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。
信用リスク	各ファンドが投資する公社債等の発行体が、財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはその可能性が高まった場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。
流動性リスク	規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができない可能性があり、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。
カントリーリスク	各ファンドの投資先となっている国(地域)の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## お申込みメモ (ご購入の際は、投資信託説明書(交付目論見書)をご確認ください。)

	ルーミス米国投資適格債券ファンド [毎月決算型]	ルーミス米国投資適格債券ファンド [年2回決算型]
購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)	
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)	
換金単位	販売会社が定める単位	
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額	
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。	
購入・換金申込不可日	ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかの休業日に該当する日には、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を行いません。	
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。	
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を取り消す場合があります。	
信託期間	無期限(2003年10月31日設定)	2044年4月20日まで(2024年1月22日設定)
繰上償還	受益権口数が10億口を下回ることとなる場合等には、償還することがあります。	純資産総額が30億円を下回ることとなった場合等には、償還することがあります。
決算日	毎月20日(休業日の場合は翌営業日)	毎年4月および10月の各20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。	年2回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。
課税関係	各ファンドは課税上は株式投資信託として取り扱われます。原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時・スイッチング時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 ※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 NISAの対象ではありません。	NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。
	※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。	
スイッチング	販売会社が定める単位にて、2つのファンド間で乗り換え(スイッチング)が可能です。 ※販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。くわしくは販売会社にお問い合わせください。	

# お客さまにご負担いただく手数料について

(詳細については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。)

ご購入時	ご購入時手数料	購入価額に、 <b>2.75% (税抜2.5%)</b> を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。 ※くわしくは販売会社にお問い合わせください。												
	スイッチング手数料	スイッチング時の購入価額に <b>2.75% (税抜2.5%)</b> を上限として、販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。 ※スイッチングの際には、換金時と同様に税金がかかります。 くわしくは販売会社にお問い合わせください。												
ご換金時	換金時手数料	<b>ありません。</b>												
	信託財産留保額	<b>ありません。</b>												
保有期間中 (信託財産から間接的にご負担いただきます。)	運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの日々の純資産総額に対して<b>年率0.935% (税抜0.85%)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>内訳(税抜)</th> <th>主な役務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率0.45%</td> <td>信託財産の運用、目論見書等各种書類の作成、基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.35%</td> <td>購入後の情報提供、交付運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.05%</td> <td>運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>※委託会社の信託報酬には、ルーミス米国投資適格債券マザーファンドの円の余資運用以外の運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社(ルーミス・セイレス社)に対する報酬(当該マザーファンドの日々の信託財産の純資産総額に対し、実質的に年0.26%の率を乗じて得た額を原則として当該マザーファンドにおける各ファンドの出資比率で按分した額)が含まれます。</p>	支払先	内訳(税抜)	主な役務	委託会社	年率0.45%	信託財産の運用、目論見書等各种書類の作成、基準価額の算出等の対価	販売会社	年率0.35%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	受託会社	年率0.05%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
	支払先	内訳(税抜)	主な役務											
	委託会社	年率0.45%	信託財産の運用、目論見書等各种書類の作成、基準価額の算出等の対価											
販売会社	年率0.35%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価												
受託会社	年率0.05%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価												
その他の費用・手数料	組入価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用、外国での資産の保管等に要する費用、監査費用等が信託財産から支払われます。 ※その他の費用・手数料については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率、上限額等を表示することができません。													

※上記手数料等の合計額等については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

## 投資信託ご購入の注意

投資信託は、

- ① 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ② 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ③ 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

## 当資料のお取扱いについてのご注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みの際は、販売会社からお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 各ファンドは、実質的に債券等の値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

## 指数の著作権等

- 「Bloomberg®」およびブルームバーグ・米国投資適格社債インデックス、ブルームバーグ・米国政府/クレジットインデックスは、Bloomberg Finance L.P.および、同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limitedをはじめとする関連会社(以下、総称して「ブルームバーグ」)のサービスマークであり、アセットマネジメントOne(株)による特定の目的での使用のために使用許諾されています。ブルームバーグはアセットマネジメントOne(株)とは提携しておらず、また、各ファンドを承認、支持、レビュー、推奨するものではありません。ブルームバーグは、各ファンドに関連するいかなるデータもしくは情報の適時性、正確性、または完全性についても保証しません。

### 委託会社およびファンドの関係法人

<委託会社> アセットマネジメントOne株式会社  
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号  
 加入協会: 一般社団法人投資信託協会  
 一般社団法人日本投資顧問業協会

<受託会社> 三井住友信託銀行株式会社

<販売会社> 販売会社一覧をご覧ください

### 委託会社の照会先

アセットマネジメントOne株式会社  
 コールセンター: 0120-104-694  
 (受付時間: 営業日の午前9時~午後5時)  
 ホームページURL: <https://www.am-one.co.jp/>



**販売会社** (お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。)

○印は協会への加入を意味します。

2024年4月11日時点

商号	登録番号等	日本証券 業協会	一般社団 法人日本 投資顧問 業協会	一般社団 法人金融 先物取引 業協会	一般社団法 人第二種金 融商品取引 業協会	年 2 回 決 算 型	毎 月 決 算 型
株式会社みずほ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第6号	○		○	○	□	
株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号	○		○	○		□
PayPay銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第624号	○		○			□
第一勧業信用組合	登録金融機関 関東財務局長(登金)第278号	○					□
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○	○	○		□	□
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○	□	□
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第67号	○	○	○			□
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○	□	□
北洋証券株式会社	金融商品取引業者 北海道財務局長(金商)第1号	○					□
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○		□
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○	□	□
日産証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第131号	○		○	○		□
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第170号	○	○				□
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号	○		○		□	□
二浪証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第6号	○					※1

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っていません。

以下は取次販売会社または金融商品仲介による販売会社です。

商号	登録番号等	日本証券 業協会	一般社団 法人日本 投資顧問 業協会	一般社団 法人金融 先物取引 業協会	一般社団法 人第二種金 融商品取引 業協会	年 2 回 決 算 型	毎 月 決 算 型
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○		□	□
株式会社イオン銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号	○				□	□
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○		□	□

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

(原則、金融機関コード順)